

令和7年度 第2回習志野市いじめ問題対策委員会の会議録

1 開催日時 令和7年3月14日（金）

2 開催場所 市庁舎3階会議室A・B

3 出席者 （1）いじめ問題対策委員

委員	阿部学
委員	堺淑子
委員	高橋馨
委員	田久保直子
委員	前田泰宏

（2）教育委員会

学校教育部長	島本博之
学校教育部参事	野村健一

（3）事務局

利根川指導課長 春名指導主事 西林指導主事 豊岡指導主事

4 欠席者 無し

5 議題及び公開・非公開の別

議題1 令和6年度いじめアンケート結果及び考察【公開】

議題2 重大事態の報告について【非公開】

※習志野市情報公開条例第8条第1号及び第4号に該当する非公開情報を扱うことから非公開とする。

6 傍聴者数

0名

7 議事

開会

（事務局：春名）

会議を開催するにあたり、議事については当委員会設置条例第12条第3項の規定により高橋委員長にお願いする。

(高橋委員長)

これより、「令和6年度 第2回 習志野市いじめ問題対策委員会」の会議を開会する。本会議は規定により、委員過半数以上の出席が成立要件となっているが、ただいまの出席委員は5名である。よって、本会議は成立する。

これより、会議を進める。本日は、お手元にある会議次第に沿って、事務局から説明してもらい、その後委員から御意見をいただく形で会議を進める。

【日程1】

(高橋委員長)

次に日程 第1、会議の公開について、本日の会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。しかし、本日の議題において、日程 第4議題「(2) 2・3学期におけるいじめ案件について」の協議につきましては、習志野市情報公開条例第8条第1号及び同条第4号の規定に該当する「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項」であることから非公開すべき事項と思われるため、ただいまから協議する。議題(2) いじめ案件についての協議につきましては、非公開とすることに異議はないか。

(委員)

異議なし

(高橋委員長)

異議なしと認め、日程 第4議題「(2) 2・3学期におけるいじめ案件について」の協議は非公開とすることに決した。傍聴者については、定員に達するまでの間は、入口でお配りした注意事項を守るようお願いした上で、随時傍聴希望者の入室があるので、御承知お願いしたい。

【日程2】

(高橋委員長)

次に日程第2、会議録の作成等についてお諮りする。

会議録につきましては要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、非公開の審議事項を除く記録や資料について市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと考えるが、これに異議はないか。

(委員)

異議なし

(高橋委員長)

異議がないため、そのように取り扱うことに決した。

【日程３】

（高橋委員長）

次に日程第３、会議録署名委員の指名についてお諮りする。会議録の作成に当たり、正確性、公正を期するため、議録署名委員を私から指名することに、異議はないか。

（委員）

異議なし

（高橋委員長）

異議なしと認め、前回からの名簿順に堺委員を指名する。

【日程４】

（高橋委員長）

続いて日程第４、議題１令和６年度のいじめアンケートの結果及び考察について事務局から説明をお願いする。

（利根川指導課長）

それでは議題１ 令和６年度のいじめアンケートの結果及び考察について説明する。

まず始めに今年度のいじめの認知件数についてだが、このグラフは今年度のいじめ認知件数を学年別・学期別に示している。認知件数としては、例年と同様の傾向となっており、その半数以上を小学校１・２年である低学年が占めており、学年が上がるについて減少する傾向にある。新しい学校、学年が始まる１学期の認知件数が最も多く、３学期が一番少ない。これは１年間を通して、友達との関わり方を身に付けてきたからだと捉えている。

２つ目にいじめの態様についてだが、こちらのグラフは、令和６年度１年間のいじめの態様を集計したものとなる。毎年の傾向と同様に、小・中学生ともに、「からかい等」が１番多い結果であり、その次に、小学校では「暴力」、中学校では「仲間外れ、無視」が多い結果となっている。特に、低学年の暴力行為の件数が多く、「つねられた」、「ちょっかいをかけられた」、「押された」、「叩かれる」などの行為があがっている。いじめている側がいじめと認識していない何気ない行為でも、いじめられている側にとっては心に傷を負うものである事例がある。また、２学期のアンケートから追加した「オンラインゲームなどでいやなことをされたり書きこまれたりした」という項目については、小学生の４０人が「ある」と回答している。SNSだけでなく、ゲームの中でも、いじめとなる行為が行われていることが分かった。

次に、令和６年度のアンケートにより認知したいじめの件数について説明する。令和６年度１学期に認知したいじめは、小学生が１，０７２件、中学生が３９件で、２学期に認知したいじめは、小学校９０６件、中学生４５件であった。小学生の認知件数はやや減少したものの、中学生については増加となった。先程説明した令和６年度２学期までに認知したいじめのうち、今年度末の時点で、小学生は３１件、中学生は５件がまだ解決していないと回答していることから、今後も解決に向けて継続的に対応していく必要がある。

次に、相談の状況について、小学生の結果について説明する。「いじめられたとき、誰かに相談しましたか？」という質問に対し、「相談した」と答えた児童は全体の70%、「相談していない」と答えた児童が29%、「相談できなかった」と答えた児童が1%であった。いじめで困っているときに、多くの児童が自分から誰かに相談できているが、「自力で解決できると思ったから」や「恥ずかしい」という理由で相談していない児童や「相談したらいじめがひどくなりそう」という理由で相談を躊躇する児童もいた。続いて中学生の結果だが、いじめについて「相談した」生徒は全体の80%、「相談していない」生徒は17%、「相談できなかった」生徒は3%であった。相談した割合が小学生よりも高くなっているのは、誰に相談すると解決につながるかを判断できる成長段階にあることも理由の1つだと考えられる。しかしながら、小学生と同様に、「誰に相談すればよいかわからない」という理由で相談していない生徒も一定数いる。

特定の誰かに相談するのが難しい児童生徒の窓口の一つとして、匿名で相談できるアプリ「習志野子どもホッとライン」がある。今年度のアプリの相談件数は2月末日現在で、合計で小学生288件、中学生99件であり、その内、いじめに関する相談は、小学生39件、中学生9件であった。相談内容は、友人関係や恋愛相談、家族や部活動の悩みなど様々だが、どの相談にも、習志野市総合教育センターの相談員が親身になって対応している。匿名で相談できることもあり、普段はなかなか相談できない児童生徒も相談しやすい窓口となっており、今後も児童生徒の心の声に寄り添っていきたいと考えている。

続いて、いじめアンケートの結果及び考察を踏まえたうえでの習志野市のいじめ対策について説明する。

まず1点目のいじめ対策として、いじめの防止、早期発見のための研修・啓発活動である。今年度は、弁護士による児童生徒向けのいじめ防止授業を、小学校7校、中学校3校の計10校において、「いじめとは何か」、「どうなったらいじめになるのか」、「いじめを見たらどうするのか」など、法の視点に立って弁護士の先生が具体例を示し、授業を実施した。

2点目のいじめ対策は、教育相談の充実である。市内全小中学校で個別の教育相談期間を学期に1回設定し、担任が一人一人と教育相談を実施している。記名式いじめアンケート、無記名式いじめアンケート、教育相談アンケート、教育相談期間を一体ととらえ設定しており、今年度から、無記名式いじめアンケートは、児童生徒が一人一台持っているタブレットにて実施できるようにした。

さらに、令和6年1月に本市いじめ防止基本方針を改定し本市HPで公表しており、この改定を受け、令和6年度から各学校でも学校いじめ防止基本方針を見直し、HPで公表している。また、昨今の児童生徒のSNSを多用する実態を踏まえ、SNSトラブル、いじめの防止を啓発する学習会を実施している。今年度は8校の要請があり、本市の青少年センターが学校に出向き、学習会を行った。

次に、小学校の児童が主体となっていじめ防止に取り組む活動について紹介する。小学校では、みんなが仲良くなることがいじめ防止につながるのではないかと考えた取り組みが

多い。あいさつ運動を行い、みんなが声を掛け合える環境を作り、「なかよし活動」という異学年交流を通して誰とでも仲良くなれる活動や児童会がスローガンを作成し、全校児童に呼びかける取り組み等が行われた。

次に、中学校での取り組みを紹介する。中学校では、イエローリボンキャンペーンの時期に合わせた取り組みが多く見られた。生徒一人一人が「いじめをしない」と宣言したり、生徒会が集会で呼びかけたりと、いじめ防止に対する意識を高めた。また、SNSトラブルからのいじめを防ぐため、情報モラルについて啓発する取り組みもあった。このような取り組みを通して、児童生徒が主体となっていじめ防止について取り組むことで、いじめの未然防止にもつながると考えている。

さまざまな対策を行い、いじめ防止に対する取り組みを進めているが、今後への課題もある。１点目は、児童生徒の声をしっかりと聞き取ること、２点目は、児童生徒に「いじめとは何なのか」、「いじめをしない」、「傍観者にならない」態度や力を育成していくこと、３点目は、深刻ないじめを防ぐために早期発見、早期対応の強化を進めていくことである。

以上の３点を踏まえ、今後も児童生徒に寄り添い、丁寧な対応を心掛けていきたい。

（高橋委員長）

事務局から説明があった報告について、御意見、御質問を伺う。

（田久保委員）

弁護士によるいじめの出張授業だが、いつからこの事業を行っているのか伺いたい。

（利根川指導課長）

この事業については、昨年度から始めており、令和５年度は、小学校２校、中学校１校で実施した。今年度は、小学校７校、中学校３校で実施し、来年度も小学校７校、中学校３校で行う予定で、来年度ですべての小中学校で実施することとなる。

（田久保委員）

この事業は、今後も継続的にやっていくのか伺う。

（利根川指導課長）

先日の教育委員会会議の中でも教育委員からも継続してもらいたいという意見をいただいた。指導課としてもいじめ未然防止の観点からも重要な事業であると捉えており、継続的に行えるよう検討していく。

（田久保委員）

人権擁護委員としても各学校からの依頼で人権教室をやらせていただいている。多面からのアプローチという面からも、弁護士の方からのいじめ防止の授業が行われていることを知り、良い取り組みだと感じた。

（阿部副委員長）

スライド２ページのいじめ認知件数について、例年と同様の傾向だという説明であったが、習志野市教育委員会としては、いじめ対策の成果が表れているのかなど、どのよ

うに評価しているのか伺う。

(利根川指導課長)

低学年児童については、お互いの気持ちの折り合いをつけながらより良い人間関係を作る経験が少なく、学校生活の中での人間関係トラブルがあった際に、1つ1つ学んでいく段階だと捉えている。トラブルがあった際に、教職員と保護者が連携し、よりよい解決方法を子供たちにわかりやすく伝え、成長につなげていくことが重要だと捉えており、引き続き各学校にその重要性を伝えていく。また、年齢が上がるにつれていじめ認知件数が減少しているが、いじめについてはどの年齢についても深刻化する恐れがあることに十分留意し、丁寧に1つ1つ対応していく必要があると捉えている。

(阿部副委員長)

弁護士によるいじめ出張授業や情報モラル教育がなされているとのことであるが、このグラフを見ると、低学年のいじめ認知件数が多いことから、発達段階に合わせて体系的な取り組みも必要であると感じた。

(利根川指導課長)

貴重な御意見として捉え、次年度のいじめ防止対策に生かしていく。

(高橋委員長)

他に質疑はないか。質疑なしと認める。

議題2 2・3学期のいじめ案件について事務局より説明をお願いする。

※議題2は非公開となるため、会議録の公開はしない。

【日程5】

(高橋委員長)

それでは、最後に日程 第5その他として、事務局から連絡等があればお願いする。

(事務局：春名)

本日、いじめ問題について様々な立場からいただいた意見を今後も教育委員会として生かしていく。次年度についても委員の方には変わらぬ御教示をいただきたい。なお、次年度の第1回定例会は、令和7年7月11日(金)、第2回定例会は令和8年3月13日(金)を予定している。様々な事情で都合がつかなくなった場合は、早めに指導課まで連絡をお願いしたい。

閉会

(高橋委員長)

本日の日程は、以上となる。これをもって、令和6年度第2回習志野市いじめ問題対策委員会の会議を閉会する。